

「各種事務事業の取扱い」

23 水道・ガス分科会

長岡市・与板町合併協議会

項番	事務事業 コード	各種事務事業	変更	分類	調整方針案
201	010103	水道料金		合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、合併後、3年から5年を目途に統一する。
202	010104	水道の加入金		合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、合併後、3年から5年を目途に統一する。
203	010118	水道メーターの検針サイクル及び水道料金の納付		現行どおり	現行どおりとする。
204	030103	ガス料金	○	合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、合併後、3年から5年を目途に統一する。
205	030114	ガスメーターの検針サイクル及びガス料金の納付		現行どおり	現行どおりとする。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

201

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)	中項目	小項目	各種事務事業
23 水道・ガス	01 上水道	01 業務関係	03 水道料金

長岡市				中之島町				越路町				与板町				
1 水道使用料				1 水道使用料				1 水道使用料				1 水道使用料				
用途・メーターの口径	基本料金	従量料金		用途・メーターの口径	基本水量	基本料金	従量料金	用途	基本料金 水量 料金	超過使用料金			用途	基本料金 水量 料金	超過料金 1mにつき	
一般給水		水量1~10m	水量11m以上	一般給水			1m当り	一般用		9mから30mまで	1mにつき110円、		一般用	10mまで	1,800円	180円
13mm	480円	1mにつき60円	1mにつき165円	13mm	10mまで	1,150円	1m~200m	営業用	8mまで	1,900円			営業用	10mまで	1,800円	180円
20mm	990円			20mm	10mまで	2,070円	120円	官公用			31m以上1mにつき90円		浴場営業用	100mまで	15,000円	100円
25mm	1,570円			25mm	10mまで	3,220円	201m~500m	プール1種	500mまで	47,000円			娯楽用	10mまで	3,000円	300円
30mm	2,400円			40mm	-	8,280円	105円	プール2種	1,000mまで	83,000円			臨時用	10mまで	3,000円	300円
40mm	4,790円			50mm	-	12,650円	501m~5000m	浴場用	100mまで	12,000円			共用給水装置	10mまで	1,800円	180円
50mm	9,040円			75mm	-	28,750円	95円	工場用小口	100mまで	12,000円						
75mm	24,500円			100mm	-	51,750円	5001m以上	工場用大口	500mまで	59,000円						
100mm	50,700円			150mm以上	-	115,000円	90円	工場用特殊	1,000mまで	117,000円						
150mm以上	管理者が別に定める額			浴場給水	-	-	35円	臨時娯楽用	8mまで	1,900円						
浴場給水	一般給水と同じ	1mにつき20円		※見附市より給水を受けているため、見附市の料金表。				2 メーター使用料				2 メーター使用料 (臨時給水時のみ)				
臨時給水	一般給水と同じ	1mにつき330円		※口径13mmから25mmまでは、10mまでは基本料金のみで、11mから超過使用分として従量料金がかり、基本料金に加算される。				口径 料金				口径 料金				
※消費税は含まれていない。				※消費税は含まれていない。				※水道使用料とメーター使用料を合わせたものが水道料金。				13mm 100円				
※参考：(25m ³ /月) 3,555円 (口径13mm)				※参考：(25m ³ /月) 2,950円 (口径13mm)				※消費税は含まれていない。				20mm 200円				
								※参考：(25m ³ /月) 3,830円 (口径13mm)				25mm 300円				
												30mm 200円				
												40mm 300円				
												50mm 1,000円				
												75mm 1,500円				
												100mm 2,200円				

三島町				山古志村				小国町				課題		調整方針案			
1 水道使用料				1 簡易水道使用料				1 水道使用料									
用途	基本料金 水量 料金	超過料金 1mにつき		用途	基本使用料 水量 使用料	超過料金 1mにつき		用途	基本料金 水量 料金	超過使用料金							
一般用	10mまで 1,800円	180円		一般用	10mまで 2,000円	200円		一般用	8mまで 1,900円	9~50m ³	51~100m ³	101m ³ 以上					
営業用	10mまで 1,800円	180円		営業用	10mまで 2,000円	200円		営業用		140円	120円	100円					
浴場営業用	100mまで 15,000円	100円		官公用	10mまで 2,000円	200円		官公・学校用		160円	140円	110円					
娯楽用	10mまで 3,000円	300円		プール	500mまで 35,000円	100円		プール1種	400mまで 50,000円	190円	190円	130円					
臨時用	10mまで 3,000円	300円		集会所	10mまで 2,000円	200円		プール2種	800mまで 90,000円	401m以上、1mにつき100円	801m以上、1mにつき90円						
共用給水装置	10mまで 1,800円	180円		その他	10mまで 2,000円	200円		工場用小口	80mまで 15,000円	81m以上、1mにつき120円							
2 メーター使用料 (臨時給水時のみ)				2 メーター使用料				2 小規模水道 (山野田)・簡易水道使用料 (法末・八王子)									
口径	料金			口径	料金			固定料金	水量料金								
13mm	100円			13mm	80円			水量	料金	8mを超え50mまで							
20mm	200円			20mm	130円			8mまで	1,900円	1mにつき170円							
25mm	300円			25mm	160円					50mを超え100mまで							
30mm	500円			30mm	260円					1mにつき150円							
40mm	900円			40mm	400円					100m以上 1mにつき130円							
40mmを超えるもの	2,000円			50mm	1,300円												
※与板町外2ヶ町村水道企業団より給水を受けているため、与板町外2ヶ町村水道企業団の料金表。				※簡易水道使用料とメーター使用料を合わせたものが水道料金。				※参考：(25m ³ /月) 4,280円 (口径13mm)									
※水道使用料とメーター使用料を合わせたものが水道料金。				※消費税は含まれていない。				※参考：(25m ³ /月) 4,500円 (口径13mm)									
※消費税は含まれていない。				※参考：(25m ³ /月) 5,080円 (口径13mm)				※消費税は含まれていない。									
※参考：(25m ³ /月) 4,500円 (口径13mm)				※参考：(25m ³ /月) 5,080円 (口径13mm)				※消費税は含まれていない。									

新基準を創設し統一する。ただし、合併後、3年から5年を目途に統一する。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

202

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
23 水道・ガス		01 上水道		01 業務関係		04 水道の加入金	
長岡市		中之島町		越路町		与板町	
メーターの口径	加入金の額	メーターの口径	加入金の額	メーターの口径	加入金の額	メーターの口径	加入金の額
13mm	55,000円	13mm	25,000円	13mm	60,000円	13mm	50,000円
20mm	128,000円	20mm	60,000円	20mm	60,000円	20mm	90,000円
25mm	220,000円	25mm	100,000円	25mm	70,000円	25mm	150,000円
30mm	330,000円	40mm	300,000円	30mm	80,000円	30mm	230,000円
40mm	660,000円	50mm	500,000円	40mm	100,000円	40mm	300,000円
50mm	1,080,000円	75mm	1,200,000円	50mm	120,000円	50mm	400,000円
75mm	2,900,000円	100mm	2,500,000円	75mm	250,000円	75mm	600,000円
100mm	5,440,000円	150mm	管理者が別に定める額	100mm	500,000円	75mmを超えるもの	企業長が別に定める額
150mm以上	管理者が別に定める額 <small>(消費税は含まれていない。)</small>	<small>(消費税は含まれていない。)</small> ※見附市より給水を受けているため、見附市の料金表。		<small>(消費税は含まれていない。)</small>		<small>(消費税は含まれていない。)</small> ※与板町外2ヶ町村水道企業団より給水を受けているため、与板町外2ヶ町村水道企業団の加入金表。	
三島町		山古志村		小国町		課題	
メーターの口径	加入金の額	一律 30,000円 <small>(消費税は含まれていない。)</small>		メーターの口径	加入金の額	新基準を創設し統一する。ただし、合併後、3年から5年を目途に統一する。	
13mm	50,000円	20mm	60,000円				
20mm	90,000円	25mm	100,000円				
25mm	150,000円	30mm	140,000円				
30mm	230,000円	40mm	250,000円				
40mm	300,000円	75mmまで	850,000円				
50mm	400,000円	私設消火栓	30,000円				
75mm	600,000円	<small>(消費税は含まれていない。)</small>					
75mmを超えるもの	企業長が別に定める額 <small>(消費税は含まれていない。)</small>	※与板町外2ヶ町村水道企業団より給水を受けているため、与板町外2ヶ町村水道企業団の加入金表。					

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

203

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
23	水道・ガス	01	上水道	01	業務関係	18	水道メーターの検針サイクル及び水道料金の納付
長岡市		中之島町		越路町		与板町	
1 検針サイクル 隔月検針 (市内を東西に2分割し隔月に検針。) 2 料金の納付 隔月納付		1 検針サイクル 毎月検針 2 料金の納付 毎月納付 ※見附市より給水を受けている。		1 検針サイクル 毎月検針 2 料金の納付 毎月納付		1 検針サイクル 毎月検針 2 料金の納付 毎月納付 ※与板町外2ヶ町村水道企業団より給水を受けている。	
三島町		山古志村		小国町		課題	
1 検針サイクル 毎月検針 2 料金の納付 毎月納付 ※与板町外2ヶ町村水道企業団より給水を受けている。		1 検針サイクル 毎月検針 2 料金の納付 毎月納付		1 検針サイクル 毎月検針 2 料金の納付 毎月納付		現行どおりとする。	
						調整方針案	

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

204

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)	中項目	小項目	各種事務事業
23 水道・ガス	03 ガス	01 業務関係	03 ガス料金

長岡市	中之島町	越路町	与板町																																					
民間供給	民間供給 ※一部の地域は見附市から供給を受けてい <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>1カ月の使用量</th> <th>基本料金</th> <th>従量単価</th> </tr> <tr> <td>0m³から25m³まで</td> <td>600円</td> <td>84.00</td> </tr> <tr> <td>25m³を超え250m³まで</td> <td>680円</td> <td>80.80</td> </tr> <tr> <td>251m³以上</td> <td>1,590円</td> <td>77.17</td> </tr> </table> (見附市の料金表) (消費税は含まれていない。) ※参考：(25m ³ /月) 2,700円	1カ月の使用量	基本料金	従量単価	0m ³ から25m ³ まで	600円	84.00	25m ³ を超え250m ³ まで	680円	80.80	251m ³ 以上	1,590円	77.17	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>1カ月の使用量</th> <th>基本料金</th> <th>従量単価</th> </tr> <tr> <td>0m³から25m³まで</td> <td>640円</td> <td>98.17</td> </tr> <tr> <td>25m³を超え250m³まで</td> <td>680円</td> <td>96.57</td> </tr> <tr> <td>251m³以上</td> <td>1,498円</td> <td>93.30</td> </tr> </table> (消費税は含まれていない。) ※参考：(25m ³ /月) 3,094円	1カ月の使用量	基本料金	従量単価	0m ³ から25m ³ まで	640円	98.17	25m ³ を超え250m ³ まで	680円	96.57	251m ³ 以上	1,498円	93.30	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>1カ月の使用量</th> <th>基本料金</th> <th>従量単価</th> </tr> <tr> <td>0m³から25m³まで</td> <td>540円</td> <td>106.50</td> </tr> <tr> <td>25m³を超え250m³まで</td> <td>550円</td> <td>106.10</td> </tr> <tr> <td>251m³以上</td> <td>563円</td> <td>106.05</td> </tr> </table> (消費税は含まれていない。) ※参考：(25m ³ /月) 3,202円 ※三島町・与板町ガス企業団より供給を受けているため、三島町・与板町ガス企業団の料金表。	1カ月の使用量	基本料金	従量単価	0m ³ から25m ³ まで	540円	106.50	25m ³ を超え250m ³ まで	550円	106.10	251m ³ 以上	563円	106.05	
1カ月の使用量	基本料金	従量単価																																						
0m ³ から25m ³ まで	600円	84.00																																						
25m ³ を超え250m ³ まで	680円	80.80																																						
251m ³ 以上	1,590円	77.17																																						
1カ月の使用量	基本料金	従量単価																																						
0m ³ から25m ³ まで	640円	98.17																																						
25m ³ を超え250m ³ まで	680円	96.57																																						
251m ³ 以上	1,498円	93.30																																						
1カ月の使用量	基本料金	従量単価																																						
0m ³ から25m ³ まで	540円	106.50																																						
25m ³ を超え250m ³ まで	550円	106.10																																						
251m ³ 以上	563円	106.05																																						

三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>1カ月の使用量</th> <th>基本料金</th> <th>従量単価</th> </tr> <tr> <td>0m³から25m³まで</td> <td>540円</td> <td>106.50</td> </tr> <tr> <td>25m³を超え250m³まで</td> <td>550円</td> <td>106.10</td> </tr> <tr> <td>251m³以上</td> <td>563円</td> <td>106.05</td> </tr> </table> (消費税は含まれていない。) ※参考：(25m ³ /月) 3,202円 ※三島町・与板町ガス企業団より供給を受けているため、三島町・与板町ガス企業団の料金表。	1カ月の使用量	基本料金	従量単価	0m ³ から25m ³ まで	540円	106.50	25m ³ を超え250m ³ まで	550円	106.10	251m ³ 以上	563円	106.05	民間供給	民間供給		新基準を創設し統一する。ただし、合併後、3年から5年を目途に統一する。 (長岡地域合併協議会： 現行どおりとする。)
1カ月の使用量	基本料金	従量単価														
0m ³ から25m ³ まで	540円	106.50														
25m ³ を超え250m ³ まで	550円	106.10														
251m ³ 以上	563円	106.05														

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

205

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
23 水道・ガス	03 ガス	01 業務関係	14	ガスメーターの検針サイクル及びガス料金の納付
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
民間供給	民間供給 ※一部の地域は見附市から供給を受けてい 1 検針サイクル 毎月検針 2 料金の納付 毎月納付	1 検針サイクル 毎月検針 2 料金の納付 毎月納付	1 検針サイクル 毎月検針 2 料金の納付 毎月納付 ※三島町・与板町ガス企業団より供給を受けている。	
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
1 検針サイクル 毎月検針 2 料金の納付 毎月納付 ※三島町・与板町ガス企業団より供給を受けている。	民間供給	民間供給		現行どおりとする。